

答 申 第 2 5 9 号

平成 1 9 年 5 月 9 日

千葉県教育委員会委員長 伊藤 潔 様

千葉県情報公開審査会

委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 1 8 年 1 1 月 2 2 日付け教職第 3 8 5 号による下記の諮問について、別紙のとおり  
答申します。

記

諮問第 3 4 9 号

平成 1 8 年 9 月 1 3 日付けで異議申立人から提起された、平成 1 8 年 9 月 5 日付け教職  
第 2 6 4 号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、平成18年9月5日付け教職第264号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）において不開示とした部分のうち、資格に係る部分（以下「資格欄」という。）の免許状の種類及び教科名を開示すべきである。

実施機関のその余の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件決定の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 公務員であり不開示とする必要はない。すべての記載部分の公開をすべきである。
- (2) 昨今、教育現場の改革が叫ばれているとき、教師が生徒や生徒の家族から信頼されるには、お互いがお互いの情報を知り得ることで理解し合い、信頼し合うものである。個人情報保護の建前で情報を隠すようでは、人格の備わった教育者にはなり得ない。また、教育を提供される側からは、教員の学歴、職歴、研修、勤務記録、表彰や前歴は知って当然の権利である。
- (3) 県立学校の教職員は公務員の立場で勤務しており、職務に責任をもって勤務しなければならない。教育者は自らをさらけ出すことで、信頼される立場になることができるものであり、教育者としての資格や職務上の過去を知る権利が私にはあると考えている。教育者の知識や個性を知ることにも教育者の能力を判断する材料になる。
- (4) 個人情報保護法の乱用は公益性を著しく妨げ、成熟した社会の形成を阻害する。公務員は公共の立場で職務をしているのであり、その人格の形成は職務内容を歪める危険性がある。教育現場においては歪んだ教育を受けた人の損害は計り知れない。そのような場合、自らを守るためには教育者の学歴や就職後の情報が必要となってくる。すなわち個人情報保護の隠れみので氏名や職場以外すべて不開示とすることは行き過ぎた情報隠しである。
- (5) 国は、幹部級の職員の個人情報を一部公表している。それからすれば教頭、校長の情報は公益性が高い情報となる。また、今回不開示を決定する前に、対象者に開示、不開示の意思を聞き取ってから決定すべきであったにもかかわらず、それをしなかったことは、著しく常識を逸した行為である。
- (6) 情報公開審査会では、公務員の個人情報のガイドラインを早急に作成して審議、実行してほしい。私は公務員の個人情報とするなかには、公益性の高い学歴、職歴、資格、研修、賞罰が含まれていると判断して、開示することを求めて本件異議申立

てをした。

### 第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

#### 1 本件決定について

異議申立人は、平成18年8月15日付けで、「木更津東高校の校長、教頭（定時制担当）、養護教員の経歴書」の行政文書開示請求を行った。これに対し実施機関は、「木更津東高等学校校長の人事カード」、「木更津東高等学校定時制教頭の人事カード」、「木更津東高等学校全日制養護教諭の人事カード」及び「木更津東高等学校定時制養護教諭の人事カード」の4件の行政文書（以下4件の行政文書を併せて「本件文書」という。）を特定し、本件決定を行った。

#### 2 人事カードについて

人事カードとは、千葉県教育委員会行政組織規則（昭和35年教育委員会規則第2号）第20条中、千葉県教育庁教育振興部教職員課が所管する分掌事務のうち第9号で規定されている「県立学校の職員（事務職員を除く。）及び県費負担教職員の人事記録」事務のために作成された行政文書であり、当該行政文書には、職員の所属、職、氏名、性別、生年月日、年齢、住所、本籍地、資格に関する事項、研修に関する事項、休業休暇に関する事項、職務に関して受けた表彰に関する事項、前歴に関する事項、学歴に関する事項等が記載されているほか、採用から現在に至るまでの勤務記録や昇給等の発令内容が記載されている。

なお、「人事記録」はコンピューターに入力し、電磁的記録として管理しており、今回部分開示した本件文書は、当該電磁的記録を打ち出した文書である。

本件文書に記載された情報のうち、所属、職、氏名以外のものは特定の個人を識別することができる情報であり、千葉県情報公開条例（平成12年条例第65号。以下「条例」という。）第8条第2号に該当するため、当該部分を除いた部分について開示する旨の決定を行い、条例第12条第1項に基づき本件決定を行ったものである。

#### 3 条例第8条第2号該当性について

本件文書には、職員の所属、職、氏名、性別、生年月日、年齢、住所、本籍地、資格に関する事項、研修に関する事項、休業休暇に関する事項、職務に関して受けた表彰に関する事項、前歴に関する事項、学歴に関する事項等が記載されているほか、採用から現在に至るまでの勤務記録や昇給等の発令内容が詳細に記録されている。

これらの情報は条例第8条第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当する。

このうち、職員の現所属、職、氏名については、条例第8条第2号ただし書ハにより不開示情報に該当しないことから、開示とした。

上記開示とした情報以外の情報については、県立学校教職員個人に関する極めて詳細な経歴等に関する情報であり、当該情報は、法令等の規定により又は慣行として公にされておらず、また、公表予定情報ではないことから、条例第8条第2号ただし書

イに該当しない。

また、このような情報は、具体的な職務遂行の内容に係る情報ではないことから、条例第8条第2号ただし書ハに該当せず、同号ただし書ロ及びビニに該当しない。

このため、不開示とした部分については、同号の不開示情報に該当する。

#### 第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書をもとに審査した結果、以下のように判断する。

##### 1 本件文書について

本件文書は、千葉県立木更津東高等学校の校長外3名（以下「本件教員」という。）の人事カードである。

人事カードは、任命権者が任用、給与等の人事に役立てるための人事管理に関する文書であり、その記載事項等は、実施機関の説明要旨2のとおりである。

実施機関は、本件文書に記録された情報のうち、所属、職、氏名以外の情報を条例第8条第2号の不開示情報に該当するとして不開示としたと説明するので、以下、不開示部分の条例第8条第2号該当性について検討する。

##### 2 条例第8条第2号該当性について

###### (1) 本号本文該当性について

本件文書は、本件教員の極めて詳細な経歴等の情報が記録されている人事管理に関する文書であり、本件決定において実施機関が不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）は、既に関示されている氏名と相まって特定の個人を識別することができる情報に該当する。

###### (2) 本号ただし書イ該当性について

ア 本件不開示部分のうち資格欄には、本件教員が教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）に基づいて授与された免許状に関する種類、教科名、授与番号、授与者及び取得年月日が記録されている。

教員の要件については、免許法第3条第1項に「教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。」と定められており、教員免許状が必要とされている。教員免許状には、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状があり、それぞれ学校の種類の別等がある。普通免許状には、学歴に対応した基礎資格別に、専修免許状、一種免許状、二種免許状の区分があり、また、同法第4条第5項に「中学校及び高等学校の教員の普通免許状（中略）は、次に掲げる各教科について授与するものとする。」と定められていることから、中学校及び高等学校の教員免許状は教科ごとに与えられるものであることが認められる。

そうすると、免許状の種類及び教科名については、本件教員が行う教育活動の正当性を担保する情報と解されることから、行政の責務として公にすることが予定されている情報であると認められ、本号ただし書イに該当し、開示すべきである。

資格欄のそれ以外の部分は、法令等の規定により又は慣行として公にされておらず、また、公にすることが予定されている情報ではないことから、本号ただし書イに該当しない。

イ また、本件不開示部分のうち経歴等に係る部分は、実施機関において、毎年4月に異動となった教員の氏名及び異動先等の公表に併せて新規採用教員の氏名及び所属先を公表していることから、過去の公表内容（新聞報道等）を調べることにより、本件教員の一部の経歴等を推測できるが、そもそも、異動先等の公表は、公表時点における教員の氏名等を明らかにしているにすぎず、当該公表内容から本件教員の経歴等の一部を推測できるとしても、このことをもって人事カードに記載された情報が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとは言えないため、本号ただし書イに該当しない。

ウ 上記ア及びイ以外の本件不開示部分については、本号ただし書イに該当しない。

### (3) 本号ただし書ハ該当性について

ア 本件不開示部分のうち資格欄に記載されている免許状の種類及び教科名については、上記(2)アで述べたとおり、本件教員が行う教育活動の正当性を担保する情報であると同時に、県立学校の教員としての教育活動という公務員の職務遂行の正当性を担保する情報であると解されることから、本号ただし書ハに該当し、開示すべきである。

イ 人事カードは、本件教員に関する極めて詳細な経歴等の情報や人事管理の必要性から作成されたものであり、上記ア以外の本件不開示部分は、職場の同僚等を含め、通常他人に知られたくないと考えられる本件教員の評価及び私事に関するものであると認められ、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報ではないことから、同号ただし書ハに該当しない。

### (4) 本号ただし書ロ及びニ該当性について

本件不開示部分は、本号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

## 3 異議申立人の主張について

異議申立人は、教頭、校長の学歴、職歴、資格、研修及び賞罰は公益性が高い情報であることから、開示すべきである旨主張している。

この主張は、条例第10条の規定により、裁量的に開示することを求めているものと解されるが、本件不開示部分についての不開示情報該当性は上記2のとおりであり、当審査会が開示とすることが妥当とした情報は、これを公にすることに、当該情報を不開示とすることにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとは認められない。

その他の異議申立人の主張については、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

## 4 結論

以上のとおり、実施機関は、本件決定において不開示とした情報のうち、免許状の種類及び教科名に係る資格欄の記載部分を開示すべきである。

実施機関のその余の決定は妥当である。

#### 第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
18. 11. 22	諮問書の受理
18. 12. 18	実施機関の理由説明書の受理
19. 1. 24	異議申立人の意見書の受理
19. 2. 22	審議 実施機関から不開示理由の聴取
19. 3. 14	審議
19. 4. 24	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
岩 間 昭 道	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務代理者
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
佐 野 善 房	弁護士	
福 武 公 子	弁護士	

(五十音順：平成19年4月24日現在)